

## 福祉

## ガイド



## 児童手当申請は忘れなく

6月は現況届の月です

## 【目的】

児童手当制度は、児童を養育している人に手当を支給することにより、家庭生活の安定と、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的としています。

## 【しくみ】

## ・支給の対象

児童手当等は、義務教育就学前までの児童を養育している人に支給されます。ただし、前年（1月から5月分までについては前々年）の所得が一定額以上の場合には支給されません。

## ・児童手当額（月額）

- 第1子 5,000円
- 第2子 5,000円
- 第3子以降 10,000円

## ・児童手当の支給

認定請求をした月の翌月から支給が開始され、支給事由の消滅した月で終了します。

なお、原則として手当は、毎年2月・6月・10月にそれぞれの前月分までを支給します。

## 【特例給付】

所得制限により児童手当を受けられないサラリーマンについては、その人の前年の所得が一定額未満の場合に限って特例給付（児童手当と同額）が支給されます。

## 【申請】

児童手当を受ける対象となった方は、申請手続きをしてください。

## ・申請に必要な書類

- ①認定請求書
- ②年金加入証明書 申請者がサラリーマンの場合
- ③児童手当用所得証明書 請求する年（1月から5月

分までの手当については請求する年の前年）の1月1日に光町に住所がなかった方

④その他 印鑑と金融機関（郵便局以外で請求者名義）の口座番号のわかるものなど

※①、②の用紙は担当課窓口にて用意してあります。

## 【受給資格のなかった方】

児童手当の年度は6月に切り替わりますので、今年5月分までの児童手当について受給資格がなかった方でも再度申請すれば、所得や世帯状況を審査した結果、認定されることがありますのでお申し出ください。

なお、認定された場合、申請を行った月の翌月から支給開始となることから、申請が遅れた分、開始月に影響しますのでご注意ください。

## 【届出】

|          |  |
|----------|--|
| 現況届      | ・事前に送付される用紙に必要事項を記入し、6月中に提出（すべての受給者）             |
| 消滅届      | ・特例給付の方が退職したとき<br>・児童と生計を一にしなくなったり児童を監護しなくなったとき等 |
| 額改定届     | ・受給対象児童の数が減ったとき                                  |
| 額改定認定請求書 | ・出生等により支給対象児童が増えたとき                              |

問合せ 保健福祉課福祉係 ☎④1211

税金の納付には口座振替をおすすめします。  
口座振替は、自分の指定の預貯金口座から納期ごとに自動的に引き落としされ、納税を済ませることができ  
ます。  
納め忘れ等の心配や、納税のため金融機関に出かける必要がなく、たいへん便利な制度です。  
手続きは簡単ですので、お気軽に金融機関、役場税務課窓口でご相談ください。また、既に口座振替をされている方も内容の変更に必要となります。  
なお、納期限に振替がで  
きなかった場合は、現金で納付することになりますので、納期限前には必ず預貯金

納税は便利で  
簡単な  
口座振替で

残高の確認をしてください。

「自動車税の夜間・  
休日納税窓口」  
開設

今年の自動車税の納期限は、6月2日(月)です。

県では平日の昼間に金融機関等の窓口を利用できない方々のために、次のとおり夜間・休日納税窓口を開設します。

日時

夜間納税窓口

5月29日(木)

5月30日(金)

午後5時15分から  
午後8時まで

休日納税窓口

5月31日(土)

6月1日(日)

午前9時から午後5時ま  
で

場所 各支庁税務課・各県  
税事務所・自動車税事務  
所（支所を除く）

問合せ 海匠支庁税務課

☎0479②0772



## 納期限

6月2日(月)は固定資産税第1期分の納期です。納め忘れのないようお早めに。